

食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領

制 定 平成26年4月1日 25食産第4567号
最終改正 平成29年3月31日 28食産第5657号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のIの2の（5）の食品リサイクル促進等総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、その他法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 食品ロス削減国民運動の展開事業

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組への支援や、フードバンクの利用促進や信頼性向上のための取組等への支援を総合的に実施することにより、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開する。

(1) フードバンク活動の推進事業

食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動の発展に向けた取組を行う。

① セミナー等の開催

フードバンクの利用促進やフードバンクに係る人材の資質向上のため次のア及びイを併せて開催する。

ア セミナーの開催

フードバンクの利用促進を図るため、食品関連事業者、福祉関係団体、地方公共団体等を対象としたセミナーを開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費

イ 衛生管理技術等講習会の開催

フードバンクに係る人材の資質を向上するため、衛生管理技術等講習会を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費

② 食品関連事業者の利用促進に向けた検討等

食品関連事業者のフードバンク利用促進に向け、課題の整理や優良事例の取りまとめ等を行う。

ア 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、食品関連事業者のフードバンク活動の利用促進に向けた方策の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

イ 調査研究

アの検討を行うため、食品関連事業者のフードバンク活動の利用における課題、優良事例の調査・分析・整理を行う。

(補助対象経費)

調査研究員等手当・旅費、協力謝金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費

ウ 報告書の作成

アの検討結果を取りまとめ、①のアのセミナーにおいて内容を説明するとともに公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費、通信運搬費

③ フードバンク活動団体への支援

フードバンク活動を通じた食品ロスの削減を推進するため、次のいずれかの取組を行う。

ア 検討会の開催等

次の a から d までの取組を行う。ただし、b 及び c の取組については、いずれかを実施すればよいものとする。

a 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、その結果を取りまとめる。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

b 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、a で取りまとめた内容を説明するための研修会等を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

c 普及啓発

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

d 報告書の作成

a から c までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

イ フードバンク活動支援

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

(補助対象経費)

賃借料（詳細は以下のとおりとする。）

a 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等の賃借料

b 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料（燃料を除く。）

c 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料（インク等の消耗品を除く。）

(2) サプライチェーン上の商慣習の見直し事業

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向け、次に掲げる取組を行う。

① 検討会の開催

学識経験者、食品関連事業者等で構成される検討会を設置し、商慣習の見直しに

取り組む企業の拡大、加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大、日配品のロス削減、消費者の理解促進等、食品ロス削減のためのサプライチェーン上の商慣習の見直しについて今後の具体的方策等の取りまとめを行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

② 調査研究

①の検討を行うため、商慣習の見直しに取り組む企業の拡大、加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大等に向け、食品関連事業者の動向の把握やデータ収集・分析等の各種調査を行い、今後の具体的方策等の取りまとめに必要な資料を作成する。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、集計整理等賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費

③ 消費者の理解促進

食品ロス削減に向けた消費者の理解促進を図るための広報資料を作成し、店頭での普及啓発を行うとともに、その効果測定を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

④ 報告書の作成

①から③の取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

2 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業

食品廃棄物のメタン化により、分別の負担の削減を図りつつ、再生可能エネルギー創出及び農業生産の高度化に寄与する食品リサイクルループ（以下「メタン化による食品リサイクルループ」という。）の構築に向けた取組を行う。

(1) メタン化による食品リサイクルループ推進事業

食品廃棄物のメタン発酵及びメタン発酵消化液の肥料利用を行う事業（以下「メタン化事業」という。）の具体化や、メタン化による食品リサイクルループの構築に向け、①から④までのいずれか及び⑤の取組を行う。

① 検討会の開催

食品関連事業者、再生利用事業者（メタン化）、農業者等で構成される検討会を設置し、メタン化事業やメタン化による食品リサイクルループの構築に向けた、具体的な計画等の検討を行い、その結果を取りまとめる。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費

② 調査研究

メタン化事業やメタン化による食品リサイクルループの構築に向け、近隣住民や農業者等との合意形成に必要な資料作成やデータの収集、近隣の農業者の消化液の

需要量の把握等の各種調査を行う。

(補助対象経費)

協力謝金、調査研究員等手当・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

③ 研修会等の開催

メタン化事業の予定地における近隣住民や農業者等との合意形成などメタン化事業の具体化に向けた研修会、メタン化による食品リサイクルループの構築に向けた研修会等を開催する。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、事務局員手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

④ メタン発酵消化液の利用促進に向けた取組の実施

農業者のメタン発酵消化液の肥料の利用促進に向けた取組や農業者におけるメタン発酵消化液の肥料利用又はメタンガス発電に伴い発生する余熱若しくはCO₂の利用に資する実証試験を実施する。

(補助対象経費)

農作業委託料金、成分分析費、調査研究員等手当・旅費、試験材料費、通信運搬費

⑤ 報告書の作成

①から④までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業

食品産業における地球温暖化防止・省エネルギーへの自主的な取組を促進するため、次に掲げる取組を行う。

(1) 温室効果ガス排出量削減・省エネルギーに向けた検討会、セミナー等の開催

食品産業の温室効果ガス排出量削減・省エネルギー等に関する知識、経験を有する専門家等で構成される検討会を設置し、(2)の実態調査の調査手法等の検討や実態調査の結果をもとに温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減の停滞の要因分析等を行うとともに、温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減への取組を促進する事例作成、インターネット等を活用した情報提供、調査を行った業種への助言、製造形態が類似した食品事業者を対象としたセミナー等を行う。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、委員謝金・旅費、事務局員手当・旅費、調査研究員等手当・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、情報発信費、資料購入費

(2) 事業者の実態調査

低炭素社会実行計画において温室効果ガス排出量削減が停滞傾向にある業種の事業者、省エネルギー法事業者クラス分け制度でBクラスの割合が高い業種の事業者について、省エネルギー・温室効果ガス排出量削減に向けた取組等についての実態調査を行う。

(補助対象経費)

謝金、事務局員手当・旅費、調査研究員等手当・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

(3) 優良者表彰の実施

食品産業の持続可能な発展に寄与する、地球温暖化防止・省エネルギー等の取組について優良者表彰を実施するとともに、表彰事例集の作成、インターネット等を活用した情報提供を行う。

(補助対象経費)

事務局員手当・旅費、補助員手当・旅費、審査委員謝金・旅費、受賞者等出席旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、情報発信費、消耗品費

(4) 報告書の作成

(1) から (3) までの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、及び公表する。

(補助対象経費)

印刷製本費

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1のIの2の(5)の食品リサイクル促進等総合対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、第3の1(1)のフードバンク活動の推進事業③におけるフードバンク活動の実施又は第3の2の食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業(1)におけるメタン化事業の実施が事業年度内に達成されていない場合には、達成されるまでの間、別記様式3の事業成果報告書により毎年度6月末までに前年度の状況を事業承認者に提出するものとする。

第8 報告又は指導

1 事業承認者は、第7の2の規定により事業実施主体から提出される事業成果報告書の継続的な確認を行うとともに、必要な指導を行うものとする。

2 事業承認者は、1のほか、事業実施主体に対し、事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

食品リサイクル促進等総合対策事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - （3）その他参考資料

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名 印

平成 年度食品リサイクル促進等総合対策事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）
の申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4049 号農林水産事務次
官依命通知）第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注） 1 関係書類として、別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があつた事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止又は廃止の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成〇〇 年度食品ロス削減等総合対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第 1 総括表」及び「第 2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食品リサイクル促進等総合対策事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 実施要領第3の1の食品ロス削減国民運動の展開事業のうち(1)のフードバンク活動の推進事業のうち①セミナー等の開催

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

(注) 目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。

成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② セミナーの開催

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

③ 衛生管理技術等講習会の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実 施 内 容	資料作成部数	備 考
		人		部	

(2) 実施要領第3の1の食品ロス削減国民運動の展開事業のうち(1)のフードバンク活動の推進事業のうち②食品事業者の利用促進に向けた検討等

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 調査研究の実施

調査研究時期	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(3) 実施要領第3の1の食品ロス削減国民運動の展開事業のうち(1)のフードバンク活動の推進事業のうち③フードバンク活動団体への支援

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

④ 普及啓発の実施

開催時期	開催場所	参加人数	普及啓発の内容	資料作成部数
		人		
資料配付部数	備考			

⑤ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

⑥ フードバンク活動支援

リース等の期間	リース等の内容	備考

(4) 実施要領第3の1の食品ロス削減国民運動の展開事業のうち(2)サプライチェーン上の商慣習の見直し事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

③ 調査研究の実施

調査研究時期	調査研究対象	調査研究内容	備考

④ 消費者の理解促進の実施

普及啓発実施時期	普及啓発実施店舗数	普及啓発内容	資料配布部数
備考			

⑤ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(5) 実施要領第3の2の食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうち(1)メタン化による食品リサイクルループ推進事業

① 事業目標

目標(達成すべき成果)
成果(実績)

(注) 目標(達成すべき成果)欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会の開催

	開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
		人		

③ 調査研究の実施

調査研究期間	調査研究内容
成果	

(注) 成果欄は、事業終了後速やかに記載すること。

④ 研修会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

⑤ メタン発酵消化液の利用促進に向けた取組の実施

取組期間	実施者	実証内容
成果		

(注) 成果欄は、事業終了後速やかに記載すること。

⑥ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

(6) 実施要領第3の3の食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業

① 事業目標

目標（達成すべき成果）
成果（実績）

（注）目標（達成すべき成果）欄は、事業実施計画作成時に記載すること。
成果（実績）欄は、事業終了後速やかに記載すること。

② 検討会・セミナー等の開催

検討会開催時期及び回数	出席者数	検討内容	備考
	人		

セミナー等開催時期及び回数	出席者数	実施内容	備考
	人		

③ 事業者等の実態調査

開始時期	収集方法	収集内容	備考

④ 優良者表彰の実施

ア 優良者表彰の実施

実施時期	実施場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

⑤ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

別記様式 3 (第 7 関係)

平成 年度フードバンク活動の推進事業及びメタン化による食品リサイクルループ推進
事業に係る事業成果報告書

年 月 日 番 号

(事業承認者) 殿

事業実施主体
所在地
団体名
代表者氏名

平成〇〇年度フードバンク活動の推進事業及びメタン化による食品リサイクルループ推進事業の平成〇〇年度における事業成果について、食品リサイクル促進等総合対策事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4567号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(1) 事業本格実施の達成状況

- ① 平成〇〇年〇〇月達成
- ② 平成〇〇年〇〇月現在未達成

ア 現状と今後の予定

--

イ その他の特記事項

--

(2) (1) で達成とした場合の確認用添付書類

- ①直近の事業報告
②直近の会計報告
③その他事業概要が把握できる書類等（パンフレット等）